

## 7 石油コンビナート等災害防止法

[事業所の新設等の届出]

法の趣旨	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。
届出の必要な行為	第一種事業所及び第二種事業所の新設、法第5条第1項第1号から3号に係る届出
届出の必要な区域	石油コンビナート等特別防災区域
受理権者	第一種事業所：主務大臣（総務大臣、経済産業大臣） 第二種事業所：知事
基準等	第一種事業所及び第二種事業所の新設をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む事業所の新設に関する計画を主務大臣等に届け出なければならない。 ・主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区その他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区の面積及び配置 ・特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であって、当該事業所の敷地内にあるものの配置 ・敷地面積 ・その他主務省令で定める事項
手続きフローチャート	<p>・第一種事業所</p> <p>・第二種事業所</p>
担当機関	危機管理部 災害対策課
備考	